

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律  
の一部を改正する法律の施行に伴う府省令の手当てについて

預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な府省令事項の手当てを行う。

**預金保険法施行規則の一部を改正する命令案**

- (1) 預金保険機構の業務方法書の記載事項に預金保険法第 69 条の 3 の規定による資金の貸付けに関する事項を加える。(第 1 条の 2)
- (2) 預金保険機構が保険事故を発生させた金融機関から資料の提出を求めることができる事項に、特定決済債務に係る債権の額等の事項を加える。(第 21 条)
- (3) 金融機関が、平成 15 年 4 月 1 日及び平成 16 年 4 月 1 日に開始する営業年度において保険料を納付する際に提出する保険料計算書についての特例を定める。  
(附則第 1 条の 2)
- (4) 保険事故が発生した場合における決済用預金とみなされた特定預金に係る利息の額等は、預金契約に基づき計算される利息のうち、直前の利払いの日等から保険事故が発生した日までの期間に対応する金額に相当する額とする。(附則第 1 条の 4)
- (5) 本パブリック・コメント終了後、速やかに改正作業を進め、平成 15 年 4 月 1 日から施行予定。

**預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令案**

金融機関が、保険事故を発生させた場合における支払決済用預金に係る保険金の支払又はその払戻しの円滑の確保を図るために、講じなければならない措置として以下の措置を定める。

- (1) 預金保険機構が作成する預金に係る債権に関するデータを保険事故を発生させた金融機関が受け取った場合に、速やかに現金自動支払機等を用いて支払対象決済用預金に係る保険金の支払又はその払戻しができるようにするための措置
- (2) (1)の預金に係る債権に関するデータには、預金に係る債権の全額が保険金支払の対象となっている預金口座とそれ以外の預金口座を判別するためのデータを含むものとする。
- (3) 本パブリック・コメント終了後、速やかに府令の制定作業を進め、平成 15 年 4 月 1 日から施行予定。